



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

3

2024

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 042-272-2021 FAX 042-274-2262

障害者等の就職困難者の就職を手助けする

「特定求職者雇用開発助成金 就職困難者コース」

「特定求職者雇用開発助成金 就職困難者コース」は、高齢者や障害者、母子家庭の母等などの就職が特に困難な方を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。対象労働者の類型と企業規模に応じて、1人あたり60万円から240万円までの助成が受けられます。支給対象期間は、1年から3年までで、半年ごとに助成金を申請することができます。

主な支給要件

- ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- 雇用保険一般被保険者又は高齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること
- 雇用関係助成金共通の要件を満たすこと
- 対象労働者に関する要件を満たすこと

助成額 特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高齢者(60歳以上) ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	60万円(50万円) 短時間:40万円(30万円)	30万円(25万円)×2期 短時間:20万円(15万円)×2期
② 身体・知的障害者	120万円(50万円) 短時間:80万円(30万円)	30万円×4期(25万円×2期) 短時間:20万円×4期(15万円×2期)
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円(100万円) 短時間:80万円(30万円)	40万円×6期(33万円※×3期) 短時間:20万円×4期(15万円×2期) ※第3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者 ()内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- ・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります(ただし①の「高齢者(60歳以上)」は65歳以上の方も助成対象となります)。
- ・①の区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者(45歳以上)」「沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上)」「漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)」「アイヌの人々」などが対象となります。



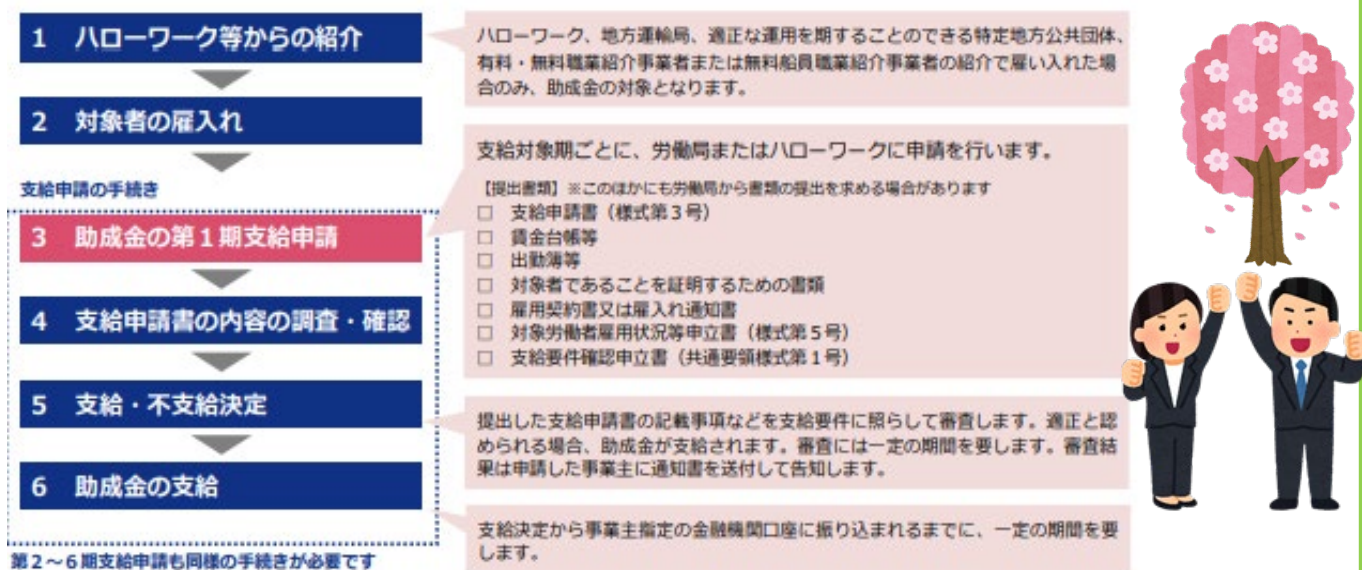
おすすめポイント

高齢者(60歳以上)や障害者、母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。対象者の採用増と定着雇用を図ることを目的としています。対象者をハローワーク等の経由で雇い入れることで対象になり、助成金の案内や支給申請書も郵送されるので取り組みやすく支給申請しやすい助成金になります。

受給のポイント

- ① ハローワーク等経由の人材紹介を経て雇用する必要があります。紹介を経ないで雇用に至った場合はいかなる場合でも対象にはなりません。
- ② ハローワーク等の職業紹介時点で、原則在職者でないことの要件があります。
ただし、重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れる場合は在職者であっても助成対象となります。
- ③ ハローワーク等からの人材紹介時に対象者である旨の案内があります。人材紹介時に対象者である旨を開示されずに採用後に気がついた場合（例えば本人が母子家庭の母等である旨をハローワークに伝えず、人材紹介時にその旨がわからず、内定後にわかったような場合）は対象になりません。
- ④ 雇入れに関する助成金のため、雇入れ後の前後6か月間に喪失原因3となる離職者（解雇や退職勧奨による退職）を出していないことや、過去3年間に特定求職者雇用開発助成金の対象になった者を解雇や雇止めをしていないこと等、様々な要件があります。
- ⑤ 雇入れ後の雇用形態は無期雇用契約が前提となります。
ただし、自動更新の有期雇用契約であっても助成金の支給対象になります。なお、令和5年10月1日以降に採用した労働者より、雇用契約書に「有期雇用（自動更新）」と明記されている場合のみ助成対象となりました。
- ⑥ 6か月間期間ごとに支給されますが、その期間中に対象者が自己都合で退職した場合は支給されません（死亡または懲戒解雇で退職した場合は、その期間に応じて支給されます）。
- ⑦ 労働局から原則支給申請時期に併せて支給申請書も含めた書式の案内があります。
- ⑧ 特定求職者雇用開発助成金の対象者として受給した労働者が正規社員に転換してキャリアアップ助成金との併給はあり得ますが、無期→正規への転換区分となります。
- ⑨ 雇用調整助成金等との併給はできません。
- ⑩ 雇入れの前日から過去3年以内に、対象事業で働いたことのある人（請負、委任、派遣等を含む）は対象になりません。
- ⑪ 本コースの対象となる労働者を雇い入れ、訓練+賃上げを実施した場合に、本コースの1.5倍の助成額を支給する「成長分野等人材確保・育成コース」があります。人材開発支援助成金と組み合わせで申請することとなります。

支給申請の流れ



あとがき

